

手取り50万円以上・交通費支給があたりまえ！

労働者供給事業で 働き方を変えていこう

神奈川県に入社して、供給事業に登録しよう

労働者供給事業登録説明会を行います！

2021年4月11日(日) 9:30~11:30 (9:15受付開始)

場所：厚木商工会議所 (厚木市栄町1-16-15)

参加費：無料 (神奈川県未加入でも、説明会には無料参加できます)

- 組合と会社が決めた賃金・労働時間で直接雇用
- ガソリン代・高速料金・駐車料も支給
- 残業代・休日出勤手当ても支給
- 福利厚生費も会社負担
- 技術・技能も評価

労働者供給事業 5つのステップ

1. 登録説明会に参加して登録する

2. 仕事依頼のメールを待つ

3. 条件があれば組合に連絡

4. 会社と面談

5. 出勤開始

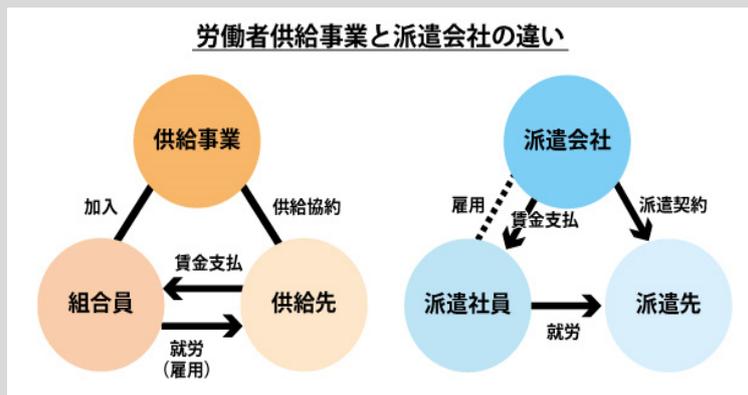
予約・お問い合わせは
主催：神奈川県厚木支部
厚木市三田2-13-18
TEL：046-242-3992



労働者供給事業とは

建設業では、現場作業に従事する技能労働者の派遣は一切禁止されていますが、神奈川土建は厚生労働省から認可を受け、技能労働者の「賃金」や「労働時間」を含む処遇の改善をこの事業で取組んでいます。

神奈川土建が、供給先企業と「労働協約（就業時間・休憩時間・休日・給料・残業代・社会保険の取り決め）」を結び、安心して現場で働くことができます。組合員（技能労働者）は供給先企業と直接、雇用契約を結び雇用され、賃金も直接組合員に支払われます。派遣企業にある手数料のピンハネはありません。



労働者供給事業は労働組合しかできない事業です。登録をすすめていきましょう。

労働者供給事業に登録し活用しよう

I 対象職種

大工・電工・配管工・左官・葺・板金工・塗装工・内装工・土工・鉄筋工・鉄骨工

※上記以外の職種においても供給を広げていく予定です。

II 供給されると



- ①供給期間中は供給先企業の期間が決められた社員となります。
- ②賃金は供給先企業のルールのもと、直接働いた組合員（労働者）に支払われます。
- ③供給期間中はその会社の社員となり、会社の指示に従って働きます。

III 経費について

供給期間中は、供給先企業の社員です。通勤にかかる経費（ガソリン代・高速料・駐車料）はすべて供給先企業が負担します。釘やビスなどの金物代、ボンドや養生テープなどの資材ももちろん供給先企業から支給されます。



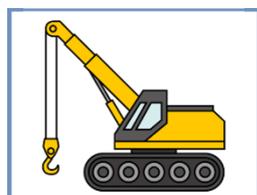
IV 実績



2018年度、神奈川土建・神奈川建設労連は工務店3社と協約を結びました。
2018年3月末までに延べ400人工、賃金約1000万円の供給を行いました。

V 今後の展望

2018年度は、建築大工職1職種の供給になりましたが、労働協約運動をひろげ、今後は供給職種をさらに増やしていき、野丁場にも広げていきます。



給料の目安

| 支給項目 | 金額 | 備考 |
|-------------|-----------------|--------------|
| 基本給 | 432,000円 | 18,000円×24日 |
| 休日・時間外手当 | 116,171円…① | 休日・時間外法定割増 |
| 職長手当 | 50,000円…② | 1級技能士 |
| 健康保険料事業主負担分 | 20,450円…③ | 建設国保料1/2 |
| 通勤手当 | 47,976円…④ | 1日1,999円×24日 |
| 支給合計 | 666,597円 | |
| 控除項目 | 金額 | 備考 |
| 源泉所得税 | 56,470円…⑤ | |
| 厚生年金保険料 | 40,260円…⑥ | 健保適用除外 |
| 雇用保険料 | 2,666円 | |
| 控除合計 | 94,436円 | |
| 差し引き支給額 | 572,161円 | |

建築大工職（1級技能士）で2ヶ月以上供給された給料の目安です。

労働者供給事業で働くメリットは、

- ①1日8時間・週40時間労働で働きます。その時間を超えた労働は法定割増率（1.25倍以上）に基づき、時給換算で支払われます。
- ②組合では資格・技能を持った技能者の手当てを要求しています。この場合は建築大工1級技能士で月5万円の手当てをうけました。
- ③健保適用除外制度適用の場合、建設国保料の1/2が給料に上乗せされて支払われます。
- ④業務にかかわる通勤費用はすべて会社負担です。
- ⑤源泉で所得税が控除されますが、この年の確定申告では給与所得控除がうけられ、節税になります。
- ⑥2ヶ月以上の雇用期間になる場合は厚生年金が適用となります。建設国保+厚生年金の健保適用除外制度を使い厚生年金が適用されます。雇用期間中は国民年金の支払いは無く、配偶者の扶養制度（3号被保険者）を使い、配偶者の国民年金負担が無くなる場合があります。（配偶者の所得による）

神奈川土建一般労働組合賃金対策部

横浜市神奈川区神奈川2-19-3 建設プラザ5F
TEL 045-453-9806 FAX 045-453-9807